3　次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

一　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二　次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに保管の場所

ハ　ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ　その他環境省令で定める事項

4　前項第二号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十一条を次のように改める。

（指導及び助言）

第十一条　都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

第二十七条を第三十六条とする。

第二十六条第一号中「第十二条第二項」を「第十六条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第十七条」を「第二十四条」に改め、同条第三号中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十五条中「第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第八条第一項（第十五条において準用する場合及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十条第二項（第十五条及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第八条第二項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更した者

三　第十条第三項第二号又は第十八条第二項第二号の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第二十五条を第三十四条とする。

第二十四条第二号を削り、同条第一号中「第十一条」を「第十七条」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十二条第一項の規定による命令に違反した者

第二十四条を第三十三条とし、第三章中第二十三条を第三十二条とし、第二十二条の二を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（環境省令への委任）

第三十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第二十二条中「第十六条、第十七条及び第十八条第一項」を「第十二条第一項及び第二項（第十五条において準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十五条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、第二十条の見出し中「緊急時における」を削り、同条中「第十六条第一項、第十七条又は第十八条第一項」を「第十二条第一項、第十三条、第二十四条（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は第二十五条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、「命令」の下に「処分等措置若しくは」を加え、「により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」を削り、「緊急の」を「特に」に改め、同条を第二十七条とする。

第十九条第二項中「第十六条第一項」を「第十二条第一項（第十五条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「第十六条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条第一項中「事業者等」を「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者」に改め、「においてポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物」を加え、同条を第二十五条とする。

第十七条中「事業者等」を「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条を削る。

第十五条の見出しを「（ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請）」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニル製造者等」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（関係者相互の連携及び協力）

第二十三条　環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「（事業所管大臣等に対する要請）」に改め、同条中「ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品」及び「当該製品」を「ポリ塩化ビフェニル使用製品」に改め、同条に次の一項を加える。

2　環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第十三条を第二十一条とし、第三章中同条の前に次の見出し及び三条を加える。

（ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等）

第十八条　所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

2　次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

一　廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二　次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管の場所

ハ　廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ　その他環境省令で定める事項